

# 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

問合せ先 市民保健課国保年金係 (窓口③) ☎23922

## 静岡県後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。また、保険料率(均等割額と所得割率)は、各都道府県内一律で、医療費の増加などを考慮して2年ごとに改定されます。

### 令和4・5年度の保険料率

	令和2・3年度	令和4・5年度
所得割率	8.07%	8.29%
均等割額	42,100円	42,500円
賦課限度額	64万円	66万円



年間保険料の計算方法 ①+②

①所得割額(被保険者の前年の総所得金額等-43万円)×8.29%

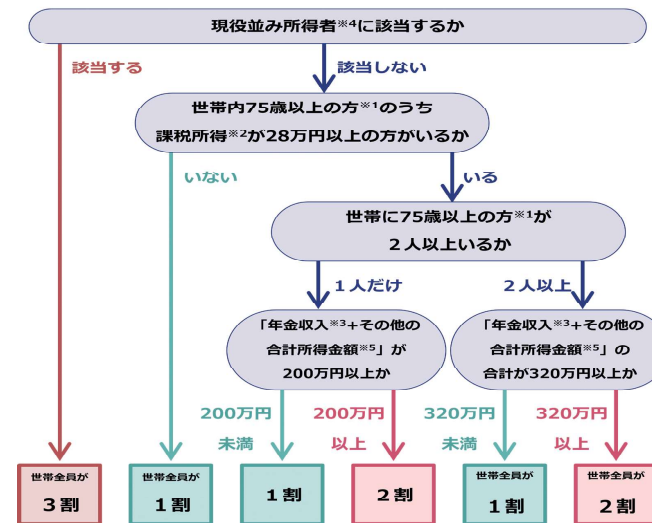
②均等割額 42,500円

## 一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります

- ・令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- ・変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

## 見直しの背景

- ・令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- ・後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- ・今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。



- ※1 65～74歳の障害認定の方を含む
- ※2 市県民税納税通知書の「課税標準」の額
- ※3 遺族年金や障害年金は含みません
- ※4 窓口負担割合3割の方
- ※5 収入から必要経費等を差し引いた額

窓口負担割合についての  
問い合わせ先  
厚生労働省コールセンター  
☎0120-002-719  
9時～18時(月～土)

## 助け合い、支えあう「年金」ってとっても大事

### 国民年金の免除制度

20歳になると、学生であっても日本国内に住む方は公的年金に加入して国民年金保険料を納める義務があります。ただし、経済的に保険料納付が難しい場合、免除・猶予される制度があります。

(令和4年度の国民年金保険料額は16,590円です。) ※免除・猶予をご希望の方は、毎年申請が必要になります。 ※学生納付特例制度は、4月が申請開始月になりますので(ご注意ください)。

### 学生納付特例制度

4月から翌年3月を1年度とし、学生本人の前年所得に基づき、承認されると保険料納付が猶予されます。

特例を受けられる所得の目安  
所得が※128万円(※昨年度以前は118万円) + (扶養親族等の数×38万円) + 社会保険料控除額等  
手続に必要なもの  
年金手帳(4月以降発行のもの)は基礎年金番号通知書になります。(在学期間がわかる

在学証明書、又は学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)の写し

### 保険料免除・納付猶予制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業した場合など、保険料納付が経済的に困難な場合は、承認されると保険料納付が免除になります。

### 免除となる所得の目安

- (1)全額免除  
88万円(※昨年度以前は78万円) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- (2)4分の3免除  
35万円 + ※32万円(※昨年度以前は22万円)
- (3)半額免除  
128万円(※昨年度以前は118万円) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- (4)4分の1免除  
168万円(※昨年度以前は158万円) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業した場合など、保険料納付が経済的に困難な場合は、承認されると保険料納付が免除になります。

158万円) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等  
(5)納付猶予制度  
所得が(扶養親族等の数+1)×35万円 + ※32万円(※昨年度以前は22万円)の20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、承認されると保険料納付が猶予されます。

### 未納のままにしておく

障害や死亡等の不慮の事態が発生したとき、障害年金・遺族年金を受けられない場合や老齢年金を将来的に受けられない場合があります。

国民年金保険料は納付書で納めることができますが、まとめて納付するとお得になる前納制度や、納め忘れが少なく、便利な口座払いもありますので、ぜひご利用ください。

問合せ先  
市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎23922

## 国民健康保険の手続きはご自身で!

問合せ先  
市民保健課国保年金係 (窓口③)  
☎23922

3月から4月にかけては、就職や退職、住所変更などにより、健康保険が変更になることが多い時期です。社会保険等の加入、脱退手続は職場が行いますが、国民健康保険はご自身で手続をしていただく必要がありますので、切替忘れのないようご注意ください。

①届出が遅れると  
加入手続が遅れると、保険証がないため医療機関での支払いが10割負担になります。また、国民健康保険税を数か月分まとめて納めなければならない可能性があります。なお、脱退手続が遅れると、国民健康保険税と社会保険料を二重に支払ってしまうこともあります。

### 国民健康保険の手続チェックリスト

<input type="checkbox"/> 他の市町村から転入した 一加入手続(必要なもの:身分証明書)	<input type="checkbox"/> 他の市町村に転出する 一脱退手続(必要な物:身分証明書、国保の保険証)
<input type="checkbox"/> 職場の保険をやめた(扶養含) 一加入手続(必要な物:身分証明書、職場の保険をやめた証明書)	<input type="checkbox"/> 職場の保険に加入した 一脱退手続(必要な物:身分証明書、国保と職場の保険証又は職場の保険に入った証明書)
<input type="checkbox"/> 大学等へ進学のために転出する 一切替手続(必要な物:身分証明書、国保の保険証、学生証が在学証明書)	<input type="checkbox"/> 保険証をなくした 一再発行手続(必要なもの:身分証明書)

※身分証明書は、顔写真付きなら1点(免許証、マイナンバーカード等)、顔写真がないものは2点(保険証、年金手帳等)必要となります。

◎学生用の保険証(毎年4月に更新手続が必要)  
市外に住所を変更する学生のために、住生用の保険証を交付しています。該当する方は申請してください。  
既に学生用の保険証を持っている方については、3月中に更新手続のお知らせを送付しますので、速やかに届出をお願いします。